⒀　(9)から⑿までにより整理された三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの費用のうち、特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⒁　(6)により整理されたネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　(9)、⑾及び⑿により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、(9)、⑾及び⑿により整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　(9)、⑾及び⑿により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、(9)、⑾及び⑿により整理された非特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⒂　(6)により整理された非ネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑽から⑿までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑽から⑿までで整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑽から⑿までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑽から⑿までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⒃　(3)、(6)及び(7)により整理された離島供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

7．上記までにより各部門に整理された電気事業収益、電気事業費用、電気事業外収益及び電気事業外費用を、次の式により税引前当期純利益又は純損失に整理すること。

電気事業収益－電気事業費用＋電気事業外収益－電気事業外費用

8．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、5．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

9．7．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、8．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第3

費用等の項目	一般管理費		変電費		販売費並びに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	—	同上	同上	—
給料手当振替額(貸方)	同上	—	—	同上	同上	—
退職給与金	同上	—	—	同上	同上	—
厚生費	同上	—	—	同上	同上	—
雑給	同上	—	—	同上	同上	—
消耗品費	同上	—	—	同上	同上	—
修繕費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の変圧器容量比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
補償費	—	直課された各部門補償費比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の変圧器容量比	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
託送料			—	同上		
事業者間精算費			—	同上		
委託費	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	同上	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	各部門費用比又は直課された各部門普及開発関係費比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比		
養成費	直課された各部門人員数比	—	—	同上	直課された人員数比	—
研究費	—	直課された研究費比	—	同上	—	直課された人員数比
諸費	—	直課された各部門人員数比	—	同上	—	同上
固定資産税	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—